

## 台湾における権利行使の現状

国際第3委員会\*

**抄 録** 近年台湾は、産業の発展に伴い、智慧財産法院の正式運用を開始するなどして、知的財産制度改革を推し進めている。同時に、台湾において知的財産権の活用を検討している日本企業も多くなってきている。しかしながら、智慧財産法院の概要を含め、台湾特許の権利行使の実態について詳細に把握をしている日本企業はまだ多くないのではないかと考える。

本稿では、台湾特許の権利行使の手続きや実態について、台湾の特許事務所等、各専門機関から得られた様々な情報を基に、最近の台湾特許の権利行使の手続き、実態を報告し、これら台湾特許の権利行使に関する提言を試みる。

### 目 次

1. はじめに
2. 権利解釈と侵害判定
  2. 1 特許権侵害行為
  2. 2 被疑侵害品の特許権侵害判定
3. 権利行使の準備
  3. 1 特許表示及び警告書
  3. 2 証拠の収集
4. 保全命令
  4. 1 管 轄
  4. 2 保全命令の概要
  4. 3 保全命令に対する違反行為
  4. 4 抗告手続
  4. 5 本訴との関係
5. 本 訴
  5. 1 管 轄
  5. 2 第一審
  5. 3 第二審
  5. 4 確定判決・行政処分強制執行手続
  5. 5 和解、中止、終了
6. 智慧財産法院の設立と状況
  6. 1 智慧財産法院の概要
  6. 2 智慧財産法院の活動状況
  6. 3 訴訟審理の主な変革
7. おわりに

### 1. はじめに

近年台湾は、IT関連産業や半導体産業等を中心に発展しており、多くの日本企業も台湾への事業展開を積極的に行っている。事業展開に呼応し、台湾への特許出願を積極的に行う日本企業も多くなってきている。

台湾では経済発展に伴い、知的財産改革が推し進められており、2008年には知的財産案件を専門に審理する智慧財産法院が正式に運用開始されている。こうした台湾における知的財産を取り巻く環境、動向を随時把握していくことが日本企業にとっても重要になるが、実際に台湾で権利行使を経験した日本企業も少なく、十分に台湾特許の権利行使の実態を把握している日本企業も多くはないのではないかと考える。

そこで本稿では、会員企業との意見交換、現地の特許事務所からの情報収集を通じて得られた様々な情報から、最新の台湾特許の権利行使の実態を報告し、これらの権利行使に関する提言を試みるものである。

\* 2009年度 The Third International Affairs Committee

なお、本稿は、2009年度の国際第3委員会台湾権利行使ワーキンググループにおいて、笠井健（副委員長：旭化成）、関章（委員長代理：パナソニック）、田中和男（日東電工）、西垣真（キヤノン）、沼田淳（JSR）、姫野耕一（シャープ）が作成した。

なお、本論文において、台湾における専利法を特許法、発明専利を特許と標記する。

## 2. 権利解釈と侵害判定

### 2.1 特許権侵害行為

特許権は、特許権者が特許法で規定する一定の期間内に付与される独占・排他的効力を有する権利をいう。そして、他人が特許権者の同意を得ずに、特許発明を業として実施することを特許権侵害行為とみなし、特許権者はその行為を排除することができる。

#### 2.1.1 直接侵害

特許法では、84条の損害賠償に関する規定で「直接侵害」を定義している。即ち、直接侵害とは、他人が特許権者の同意を得ずに、当該物品の製造、販売、販売の申し出、使用又は輸入をすること、又は当該方法をもって直接製造した物品の製造、販売、販売の申し出、使用又は輸入をすることである。

#### 2.1.2 間接侵害

一方「間接侵害」は、日本の特許法とは異なり台湾特許法には規定されていない。通常は民法185条の規定「共同侵權行為」により損害賠償を請求する。また、民法185条における間接侵害の態様の範囲に明確な制限は無い。そのため、理論上、特許権者が共同侵權行為の成立要件を証明できれば、いずれかのクレームに対する侵害につき、損害賠償を請求することができる。具体的には、権利者は（1）直接侵害が存

在していること（2）行為間に共同関連性がある、即ち共同原因の因果関係があること（3）共同特許権侵害者に違法性阻却事由が存在していないこと（4）各共同特許権侵害者に故意又は過失があることを証明する必要がある。

なお、台湾では特許法の改正が予定されており、間接侵害制度の導入も計画されていた。しかし、各界からの意見を聴取し検討を行った結果、智慧財産法院が成立して間もないこと、また、台湾の産業形態が転換期にあることを考慮し、今回の改正での間接侵害制度の導入は見送られることが決定した<sup>1)</sup>。

#### 2.1.3 特許権の及ばない範囲

以下の事項は、たとえ係争物品又は方法が特許権の範囲に入っても特許権の効力が制限される（特許法57条、58条）。

（1）研究、教育又は実験のみの目的で、非営利的行為として実施されるもの

（2）出願前に台湾内で使用されていたもの、又は、その必要な準備が完了していたもの（先使用権）

（3）出願前にすでに台湾内に存在したもの

（4）単に台湾域境を通過するに過ぎない交通手段又はその装置

（5）特許出願権者（発明者、考案者、又はその譲受人や相続人）でない者が受けた特許権が特許権者による無効審判の請求により取り消された場合、その実施権者が無効審判請求前に善意をもって国内で使用するか又はすでにその必要な準備を完了していたもの（中用権）

（6）特許権者が製造したか又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後に、それを使用、再販する場合（特許権の消尽）

（7）医師の処方または処方により調製した医薬品

また、次期特許法改正では、医薬品特許の期

限切れ前に、薬事法に定めた登記許可又は台湾外での発売許可を得る目的での研究、試験及びその必要な行為にも、特許権の効力が及ばないとする規定が追加される予定になっている<sup>2)</sup>。

#### 2. 1. 4 並行輸入

並行輸入が対象となる特許権を侵害するか否かの判断は、国際消尽原則を採用するか否かにより異なる。特許法57条には製造、販売は台湾内には限らない旨の規定があり、国際消尽の原則が採用されている。即ち、特許権者が特許物品を海外市場で販売して、正規に購入した他人がその特許物品の輸入する行為を禁止することができないことになる。一方、特許法57条には「販売できる区域は、裁判所が事実に基づいて認定する」と規定されている。更に特許法施行規則39条において「『販売できる区域』とは、裁判所が契約の定め、当事者の真意、取引の習慣又はその他客観的事実を参酌し認定する」と規定している。そのために、台湾の特許法において国際消尽の原則が採用されるかどうかについてまだ議論されている。しかし、実務上現行の特許法では国際消尽の原則を採用しているという見解が有力説である。

そもそも国際消尽の原則を採用するか否かは立法策によるものであり、裁判所が事実認定によって決めることではない。この問題を解決するために、次期特許法改正では、特許法57条2項『販売できる区域は、裁判所が事実に基づいて認定する』という規定を削除する予定になっている。

#### 2. 2 被疑侵害品の特許権侵害判定

台湾において侵害の判断方法としては、まず、対象となる物品特許又は方法特許の権利範囲を文言の解釈で特定する。次に、「全要件原則」、「均等論」、「逆均等論」によって、特許権侵害として訴えられた物品又は方法と前提の特定さ

れた特許権範囲とを比較する。係争物品又は方法が「全要件原則」に従い前述の特定された特許権範囲の各構成要件を全て備えていた場合は、次に逆均等論を用いて双方の技術内容が同一でないかを判断し、もし同一であれば特許権侵害を構成することになる。また、特許権範囲のいずれか一要素でも備えていない場合は、均等論を適用し、当業者が実質的に同一の機能、同一の方法、同一の効果を備えていると判断することができれば特許権侵害を構成することになる。但し、それぞれの場合において禁反言の原則が適用されるか否か、また、従来技術に対して均等論を適用していないかを検討する必要がある。

### 3. 権利行使の準備

#### 3. 1 特許表示及び警告書

特許法84条によれば、特許権者は、特許権侵害に対して、損害賠償請求権、差止請求権及び信用回復請求権を行使することができる。また、民法179条により、不当利得返還請求権を行使することも認められている。ここで注意すべきことは、損害賠償請求権を行使するには、民法184条より侵害者の故意又は過失を立証することが要されるが、特許法には、日本特許法103条に相当する過失の推定規定が存在しない点である。したがって、特許権者は、損害賠償請求権を行使するにあたっては、何らかの方法で侵害者の故意又は過失を立証しなければならないこととなる。ここでは、まず、侵害者の故意又は過失の立証と関連が深い特許表示及び警告書について述べる。

##### 3. 1. 1 特許表示

###### (1) 特許法79条の概要

特許法79条には、「発明特許権者は、自己の特許物品又はその包装に特許証番号を付さなけ

ればならず、また、実施権者又は強制ライセンスの被付与者に同様の措置をとるように要求することができる。当該表示をしなかった場合は、損害賠償請求は認められないものとする。ただし、侵害者が特許の存在を知っていたか又は知るべき状態にあったことが事実によって証明された場合は、この限りでない。」と規定されている。

したがって、特許権者には、損害賠償請求権を行使する前提として、原則、特許表示を行うことが求められる。但し、特許表示を行うことにより、特許権侵害訴訟において、侵害者の故意又は過失が自動的に認定されるわけではない。しかしながら、「特許表示の趣旨は、特許権の存在を第三者に知らしめることにより、善意の侵害を防止することと、侵害者の故意の認定を容易にすることである」との見解を高級人民法院が示していることから、特許表示を行うことが、侵害者の故意又は過失を立証する上での、一つの手段であることは間違いない。

なお、次期特許法改正において、特許表示に関する規定は改正される予定であるが、損害賠償請求権を行使する前提として特許表示を行わなければならない原則が廃止されるには至らなかった。該法改正では、特許製品そのものに表示を付すことが困難な場合に、広く柔軟な表示方法を認める規定に見直される予定である。

#### (2) 単純方法の発明に係る特許及び不使用特許への対応

上記特許法79条によれば、単純方法の発明に係る特許及び不使用特許については、特許表示を行うことが不可能であるため、損害賠償請求権を行使することができないこととなる。これらの特許に基づき損害賠償請求権を行使する場合には、侵害者に警告書を送付する等により、侵害者の故意又は過失を立証する必要がある。

#### (3) 特許表示の管理義務

特許権者自らは特許表示を行っていたとして

も、実施権者等が特許表示を怠っていた場合に、訴訟において不利な扱いを受けることはないかとの問題がある。また、特許の登録時期と特許製品の製造販売時期とのズレや、特許権者の単なる管理不足により、同一の特許製品の中に特許表示の付されているものとそうでないものが混在している場合に、訴訟において不利な扱いを受けることはないかとの問題がある。現地代理人の見解によれば、いずれの場合にも、訴訟において不利な結果を招く可能性があるとのことである。

したがって、実施権者又は強制ライセンスの被付与者がいる場合には、特許権者は、該実施権者等に対して、特許表示の義務を履行するよう要求すべきである。更には、実施権者等が特許表示の義務を履行せずに特許権者に損害を与えた場合に、実施権者等は賠償責任を負うべき旨の契約を締結することが推奨される。また、自己の特許表示の管理に不安がある場合には、警告書を送付する等の対応が必要であると考えられる。

#### (4) 虚偽表示について

現行特許法において、特許権侵害に対する刑事罰は廃止されているが、虚偽表示に対しては、公平交易法21条等により過料等の刑事責任を問われるおそれがあるため、注意が必要である。ここでは、いくつかの例について、虚偽表示を構成するか否かを紹介する。

まず、特許製品が流通している最中に、該特許製品に表示している特許権が消滅した場合、虚偽表示を構成するか否かという問題がある。特許法施行規則47条に「特許が消滅した又は特許の取消が確定した後では、特許法79条の規定による特許証番号の表示をしてはならない」と規定されていることから、この場合は、特許権が消滅する前に付した表示であるため、虚偽表示を構成しない。また、出願公開番号の表示や、「特許出願中」、「特許出願済み」との表示につ

いては、事実であれば虚偽表示を構成しない。但し、これらの表示を付しても、何ら特許法上の効力を生ずるものではない。

### 3. 1. 2 警告書

#### (1) 警告書を送付する意義

かつての特許法下では、訴訟提起の前提として、特許権者は侵害者に警告書を送付しなければならなかったが、2001年改正においてかかる規定は廃止された。しかしながら、上述したように、特許表示はその管理に相当な労力を要する上、対象が物又は製造方法の発明に係る特許に限定されることから、侵害者に警告状を送付することは、侵害者の故意又は過失を立証する最も有力な手段であると考えられる。また、警告書の送付をきっかけに、話し合いによる問題解決や和解につながるという効果も期待される。なお、実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告を提示して警告しなければならない（特許法104条）。

#### (2) 警告書の記載内容と送付方法

警告書には少なくとも以下の内容を記載する必要がある。

##### (A) 侵害を受けている特許権の内容

##### (B) 侵害の事実と根拠の説明

##### (C) 相手方に求める措置

根拠も示さずに差止や損害賠償を請求するだけでは、強制罪ないしは恐喝罪に問われるおそれもあるとの意見がある<sup>3)</sup>ため、特許権侵害の実態を客観的に理解できる程度の技術的な説明が必要であると考えられる。そのために鑑定書を添付することが考えられるが、警告書に鑑定書を添付することは特許法上義務付けられていない。現地代理人の見解によれば、クレームの文言と被疑侵害製品の箇所とを対応させた、いわゆるクレームチャートでも足りるとのことである。

警告書の名義については、相手方との関係を維持したい場合には、特許権者自身の名義で、

相手方に圧力をかけたい場合には、現地代理人の名義で警告書を送付するのが適切であるとの意見がある<sup>4)</sup>。警告書の送付方法については、台湾には日本と同様な内容証明郵便の制度があるため（なお、中国には内容証明郵便の制度がない。）、後々の日付等の証明に備え、内容証明郵便により送付することが推奨される。

#### (3) 公平交易法上の留意点<sup>5)</sup>

警告書は、侵害品の直接的な製造・販売者、即ち競合相手を対象にまず送付すべきである点、留意すべきである。競争相手に先だて、小売販売店や使用者等の取引相手に警告状を送付する場合には、公正交易法違反として民事上・刑事上の責任を問われるおそれがあるため、相当な注意が必要だからである。取引相手に警告書を送付する際の原則は、公正交易委員会より通達されている「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」に規定されており、以下にその内容をまとめる。

##### (A) 取締りの対象となる行為

この原則の取締りの対象となる「警告書の送付」は、警告を行う者自身又は競争相手の取引相手又は潜在的な取引相手に対して、特定の競争相手を指名してその者が警告を行う者の特許権を侵害する旨を頒布する行為である。したがって、特許権者が直接競争相手に警告を行う行為が、本原則に反することにより、公平交易法違反に問われることはない。なお、口頭での警告は、本原則でいう警告書を送付する行為には含まれない。

##### (B) 権利行使の正当な行為とされる要件

以下に示す①②の何れかの手順を踏んだ後に、取引相手に警告書を送付する行為は、公正交易法に反しない正当な行為とされる。

① 裁判所の一審判決を経て特許権侵害を確認していること

② 司法裁判所共同指定鑑定機関による被疑

侵害物の侵害鑑定報告書を取得しており、且つ被疑侵害物の製造者、輸入者又は代理商社（即ち競合相手）に対して、事前に侵害の排除を要求していること

また、以下の要件を満たす場合も、公正交易法に反しない正当な行為とされる。即ち、

③ 被疑侵害物の製造者、輸入者又は代理商社に対して、事前に侵害の排除を要求していること

④ 警告書の受領者が知得できるよう、警告書に特許権の明確な内容、権利範囲及び具体的な侵害の事実につき明瞭な説明を付していることの何れかを行った後に警告書を送付しており、且つ以下のような事情が認められない場合にも、権利行使の正当な行為とされる。

(a) 特定の競争相手に損害を与えることを目的として、その取引相手に該競争相手との取引を拒絶するよう勧誘する内容を含んでいる

(b) 虚偽不実の陳述を含んでいる

(c) 権利範囲を誇示又は拡張している

(4) その他警告書を送付する際の留意点

特許表示を行っていない場合、侵害者が特許の存在を知っていたか又は知るべき状態にあったことを立証しない限り、警告後の侵害行為のみが損害賠償請求の対象となる点に留意すべきである。また、単に警告書を送付するだけでは、損害賠償請求権行使の時効は中断されない点、留意すべきである。民法129条によれば、時効の中断事由は請求、承認及び起訴の三種類に限られ、したがって、警告書の送付により損害賠償請求権行使の時効を中断させるには、警告書に損害賠償を請求する旨表示する必要がある。但し、この場合であっても、特許権者が警告書を送付して損害賠償請求の意思を表示した後、6ヶ月以内に起訴しなければ、時効は中断されないものとみなされる（民法130条）。

## 3. 2 証拠の収集

特許権侵害訴訟においては、原則、特許権者に特許権侵害の事実等の立証責任がある。例外として、特許を受けた製造方法を使用して製造された物品が、当該製造方法に係る特許出願前に台湾内外において知られていなかったものであった場合は、他人が製造した同一の物品はその製造方法を使用して製造されたものと推定され、被疑者側に製造方法についての立証責任を転換している（特許法87条）。

したがって、特許権侵害に対して訴訟を提起するために、また、訴訟を有利に進めるために、十分な証拠を収集することが不可欠である。証拠収集の対象となるのは、侵害品そのもの又はその写真、広告・パンフレット・カタログ等の宣伝出版物、侵害品の販売価格と販売実績を立証できる記録等である。証拠収集は、特許権者の関連企業や取引先を通じて自ら行うことも可能であるが、台湾では専門の調査会社が証拠収集のために利用されることも多いようである<sup>6)</sup>。但し、調査会社によって規模や専門分野も大きく異なり、また、言葉、報酬、法的責任等の課題があるため、調査会社を利用する場合には、現地の法律事務所を通じて、調査会社の過去の実績を把握した上、利用することが推奨される。

また、特許権者は、提訴前、提訴後を問わず、一定の要件を満たせば、裁判所に証拠保全を申し立てることができる（民事訴訟法368条）。証拠保全は、入手困難な証拠を収集する一つの手法として紹介する。

### 3. 2. 1 証拠収集の際の留意点

(1) 証拠能力について<sup>3), 5)</sup>

従来、台湾では、おとり捜査や虚偽の発注等による大胆な証拠収集が行われていたようであるが、近年、営業秘密法、個人情報保護法等の

成立に伴い、これらの法律に反する方法により取得した証拠の証拠能力が否定される傾向が強まっているようである。侵害者の取引先等から営業秘密に関わる情報を受身的に入手すれば、営業秘密侵害の法的責任を問われないと考えられるが、逆に、出所の裏付けがないと証拠能力としての問題が残る。営業秘密法や個人情報保護法の保護対象となるような情報は、証拠として活用が困難な情勢になってきている。また、侵害品の販売記録に関しては、証拠能力の点から抗弁を受けることのないよう、販売者、取引の日時、製品内容等を特定できる記載に漏れがないことを十分に確認すべきである。

#### (2) 裁判所による証拠調査

特許権侵害訴訟においては、当事者が裁判所に証拠の調査を申し立てることにより、入手困難な証拠を収集できる可能性がある（民事訴訟法285条）。また、台湾では、知的財産権侵害訴訟の手続を改善するため、「知的財産案件審理法」（以下、審理法と略す）が制定されており、その中で、訴訟における証拠提出義務の強化が図られている。具体的には、審理法10条1項において、訴訟中、文書又は検証物の保有者が、正当な理由なく、裁判所からの証拠提出命令に従わない場合、裁判所は過料を課すことができ、更に必要な時には、裁定で強制処分<sup>7)</sup>の執行を命じることができる旨定められている。かかる規定によれば、文書又は検証物を保有するあらゆる者に対して、証拠提出義務が課せられるので、特許権者は、民事訴訟法で規定される「第三者」に限られず、訴訟当事者をも対象として、裁判所に証拠の調査を申し立てることができる。

#### (3) 鑑定の利用

かつての特許法下では、訴訟提起の際に、特許権者は侵害鑑定報告書を提出しなければならなかったが、2003年改正においてかかる規定は廃止された。したがって、特許権侵害訴訟において、特許権者は、いわゆるクレームチャート

を提出すれば足りるとも考えられる。しかしながら、現地代理人の見解によれば、特許権者が鑑定書を提出した場合、裁判官の心証の形成に役立ち、不利な判決を避けることができることであり、実際上も原告被告双方とも鑑定書を提出するのが一般的なようである。

また、鑑定書は、訴訟提起の際だけではなく、警告書送付や証拠保全申立の際等、訴訟実務上活用されることが多いことから、台湾での鑑定書の有する意義は、他国よりも大きいものと考えられる。

訴訟当事者が鑑定書を提出する場合、鑑定専門機関、対象となる特許に関連する技術分野の専門家、弁理士、特許権者自身等、誰によって作成された鑑定書であっても、訴訟において証拠として認められる。ただ、現地代理人の見解によれば、一般的に、利害関係のない者により作成された鑑定書が、訴訟上、より信憑性の高いものとして扱われる可能性があるとのことである。また、訴訟当事者双方とも鑑定書を提出した場合は、裁判所が改めて裁判所共同指定鑑定機関に委託して鑑定を行うことが多いとのことである。この裁判所による鑑定の結果は、訴訟において絶対的な効力を有する訳ではないが、より高く評価される傾向があるとのことである。

なお、鑑定機関にはそれぞれ専門分野があり、裁判所共同指定鑑定機関の専門分野や連絡先については、例えば、交流協会「台湾における特許法及び民事訴訟法の改正が特許権の権利行使に与える影響」（2004年3月）<sup>7)</sup>に掲載されている。

#### (4) 公証の利用

台湾における特許権侵害訴訟では、証拠につき公証を取得しなければならないという規定はない。しかしながら、現地代理人の見解によれば、公証を取得することにより、裁判所の事実認定過程において、証拠能力が高まるとのことである。

### 3. 2. 2 証拠保全<sup>8)</sup>

#### (1) 証拠保全の申立先

審理法18条1項において、「証拠保全の申立は、提訴前は係属すべき裁判所に対して行い、提訴後は係属する裁判所に対して行う」と規定されている。したがって、特許権侵害に対する証拠保全の申立は、提訴前であるか提訴後であるかに関わらず、原則、智慧財産法院に対して行う。民事訴訟法369条には、「提訴後は受訴裁判所に対して、提訴前は尋問を受けるべき者の居住地又は検証物の所在地を管轄する地方人民法院に対して行う」と規定されているが、かかる規定では、証拠保全の管轄裁判所と侵害訴訟の管轄裁判所の不一致が生じる可能性があることから、審理法に特則が設けられたものである。

#### (2) 証拠保全の要件

民事訴訟法368条によれば、証拠保全を申し立てることができる要件は、

(A) 証拠が滅失或いは使用困難になるおそれがある場合、若しくは

(B) 相手当事者の同意を得た場合である。また、鑑定・検査若しくは証拠書類の保全を申し立てることができる要件は、

(C) 事・物の現状を確定することが法律上の利益を有し、且つ必要である場合である。また、民事訴訟法370条によれば、証拠保全の申立人は、申立時に以下を明らかにしなければならない。

- ① 相手当事者
- ② 保全すべき証拠
- ③ 当該証拠によって証明すべき事実
- ④ 証拠保全の理由

ここで、「証拠保全の理由」に関しては、申立人は疎明、即ち主張する事実をある程度証明できる証拠を提出する必要がある。裁判所が証拠保全を許可したケースにおいては、疎明のために、鑑定書や写真が活用されているようである<sup>7)</sup>。現地代理人の見解によれば、疎明のため

に提出する証拠については、その合法性や出所の明確性が証拠保全を許可するか否かを決定する際の争点になることは少ないとのことである。しかし一方、相手当事者が保有する証拠が電子ファイルであるために、内容を容易に変更できることを証拠保全の理由として主張したが、裁判所は証拠保全を許可しなかった例がある。

#### (3) 証拠保全の効力

証拠保全を許可する裁定に対しては、不服を申し立てることができない。逆に、証拠保全を却下する裁定に対しては控訴できる（民事訴訟法371条）。しかしながら、実際に証拠保全が許可されるケースは、不許可となるケースに比べてかなり少ないようである（後述の表2参照）。ただし、台湾では、知的財産権侵害訴訟の手続を改善するため、「審理法」が制定されており、その中で証拠保全の強化も図られている。以下にその詳細を説明する。

審理法10条1項において、訴訟中、文書又は検証物の保有者が、正当な理由なく、裁判所からの証拠提出命令に従わない場合、裁判所は過料を課すことができ、更に必要な時には、裁定で強制処分の実行を命じることができる旨定められている。かかる規定により、文書又は検証物に対する直接強制力は、民事訴訟法で規定される「第三者」に限られず、訴訟当事者にも働くこととなった。

また、審理法18条4項では、「相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制的にこれを排除することができる。但し、必要な限度を超えてはならない。必要な時には警察に協力を求めることができる」と規定されている。かかる規定により、証拠保全においても、ある程度強制力が働くこととなった。

また、審理法18条3項では、「裁判所は証拠保全を実施する時、技術審査官に現場へ赴いて職務を執行するよう命じることができる」と規



定されている。かかる規定により、証拠保全に専門知識を有する技術審査官が協力することが可能となったため、申立人は裁判所と技術的なコミュニケーションをとりやすくなったと考えられる。

## 4. 保全命令

### 4.1 管 轄<sup>7), 8)</sup>

台湾の民事訴訟法にも、日本と同様、「仮差押」、「仮処分」及び「仮の地位を定める仮処分」からなる3つの保全命令が規定されている。後述の(5.1)のとおり、智慧財産法院は、知的財産案件の審理に際して優先管轄権を有していると解されているが、審理法22条1項は、「仮差押、仮処分、仮の地位を定める仮処分の申立は、提訴前は係属すべき裁判所に対して行い、提訴後は、既に係属する裁判所に対して行う。」と定めている。従って、原則として、知的財産案件の保全手続も、智慧財産法院が一括的に管轄すると解されている。この立法主旨は、知的財産権訴訟の保全手続においても、本訴と同様に、知的財産に関する高度な専門知識が求められることに鑑み、智慧財産法院が統一的にこれを行うことが適当と考えられたためである。

実務上は、特に「仮の地位を定める仮処分」の申立要件が厳しくなったことから、保全命令を申し立てることなく、直接、本訴を提訴することが多くなったようである。

なお、保全手続においては、厳密には、申立人である特許権者を債権者、被申立人である被疑侵害者を債務者と呼ぶが、本4章では、特許権者及び被疑侵害者の呼称を使用する。

また、智慧財産法院で取り扱った保全命令の申請及び終結事件件数は、(6.2)を参照されたい。

## 4.2 保全命令の概要

### 4.2.1 仮差押<sup>4), 6)~8)</sup>

仮差押は、本訴の確定判決の終局的な執行を保全することを目的とする。仮差押の申立では、特許権者は、金員請求又は金員請求に変えうる請求を行う。それにより、被疑侵害者の財産の差押等、その処分権の剥奪により、被疑侵害者の財産の現状を維持し、将来の本訴の確定判決が定める損害賠償等の債権の執行を確保することができる。換言すれば、後日確定判決の執行を行うことができない、又は、極めて困難であるおそれがない場合は、仮差押を行うことができない。

仮差押の代表的な例は、被疑侵害者が財産の隠蔽や倒産する可能性がある場合、特許権者が、本訴提訴前、あるいは、提訴後に、被疑侵害者の財産の仮差押を申し立てるケースである。

なお、留意すべきは、被疑侵害者の財産の多くが、外国にある等の理由から外国で判決の執行をすべきであるときは、執行が極めて困難であるおそれがあるとみなされ、仮差押が認められる可能性が高い。

### 4.2.2 仮処分<sup>4), 6)~8)</sup>

仮差押が原則として金員請求を対象としているのに対し、仮処分は、金員以外の請求を対象としている点において、仮差押と異なる。

仮処分の代表的な例は、被疑侵害者がその代理店に既に出荷した被疑侵害製品に対し、当該製品が、市場に出回らないように、特許権者が、その代理店に被疑侵害製品転売禁止の仮処分を申し立てるようなケースである。

### 4.2.3 仮の地位を定める仮処分<sup>6)~8)</sup>

仮の地位を定める仮処分とは、当事者間に法律関係の紛争が有るときに、「仮の地位」を定め、重大な損害を防止し、急迫した危険を避け

る、又は、その他類似の状況を回避する請求であり、金員請求または非金員請求に限られない。4.2.2でいう「仮処分」が、「今後」の債権執行の確保を目的とするのに対し、「仮の地位を定める仮処分」は、「現在」の危険を避けるために裁判所が介入し、訴訟上の法律秩序の平和を維持することを目的とする。

特許侵害訴訟における仮の地位を定める仮処分の典型例が、被疑侵害者による侵害行為の即時停止（仮差止）の申立である。

#### 4.3 保全命令に対する違反行為<sup>6)</sup>

執行官が保全命令の対象物に保全命令の表示を行った場合、被疑侵害者はその表示を損害、除去、汚損、或いはその効力を失わせた場合、刑法の妨害公務罪が成立し、1年以下の懲役、拘留或いは罰金を受ける。

その他、被疑侵害者の違反行為に対しては、代替執行(被疑侵害者の費用で命令を執行する)や間接強制(違反時における被疑侵害者の拘引、留置、又は罰金)の手段によって、保全命令の実効性を確保することもできる。

#### 4.4 抗告手続

保全命令の決定に不服がある場合、当事者は、抗告状を提出し、原裁判所の決定を争うことができる。但し、強制執行法18条1項に、「強制執行手続が始まってから、法律に別途規定がある場合を除き、執行を停止しない。」と規定されており、原則として抗告あるいは特許無効審判請求等によって、保全命令の執行を停止することは出来ない。

保全命令の決定の抗告は、まず原審裁判所が抗告要件、次に、抗告理由の有無を審査する。抗告要件及び理由があると判断された場合は、原審裁判所が保全命令の取下げ又は変更を行う。抗告理由がないと認定されれば、上級人民法院に事件が移送され、上級人民法院において、

抗告要件及び抗告理由を再度審査し、裁定を行う。この裁定に対して、最高人民法院の許可を得られれば、再抗告を行うことができる。

#### 4.5 本訴との関係

##### 4.5.1 仮処分・仮差押<sup>7), 8)</sup>

仮処分及び仮差押の決定の効力については、民事訴訟法上の規定はない。しかし、被疑侵害者が裁判所に申し立てれば、裁判所は、一定期間内に特許権者に本訴を提訴することを命じることができる。この命令に従わない場合は、裁判所は、仮処分・仮差押の保全命令を自主的に取下げる(民事訴訟法529条)。実務上、裁判所は、2週間程度の期間を指定し、特許権者に本訴の提訴を命令するようである。

また、決定の受領後、30日を超過して、特許権者が執行を申し立てた場合、執行裁判所は、その執行を認めず、その申立を却下する。

##### 4.5.2 仮の地位を定める仮処分<sup>7), 8)</sup>

仮の地位を定める仮処分の送達後、30日以内に、特許権者が本訴を提訴しなかった場合、裁判所は、審理法22条5項により、仮の地位を定める仮処分の命令を取り消すことができる。

#### 5. 本 訴

##### 5.1 管 轄

台湾における知的財産権事件の管轄に関しては、智慧財産法院組織法(以下組織法と言う)及び審理法に規定されている。

審理法7条には「組織法3条1号、4号に定める民事事件は、智慧財産法院の管轄とする」と規定されており、智慧財産法院は専属管轄法院ではなく、知的財産案件の審理に際して優先管轄権を有していると解されている。

従って、知的財産権事件に関し、一般的には智慧財産法院において裁判が行われることとな

るが、当事者は当事者間の合意があれば智慧財産法院以外の普通裁判所でも裁判を行うことは可能であり、その判決は有効である。

### 5. 1. 1 優先管轄

#### (1) 一般知的財産民事事件

いわゆる専属管轄の効力とは、特定の事件は特定の裁判所だけが審理するというものである。当事者が専属管轄のルールに背いて提訴した場合、裁判所は裁定により当該案件を専属管轄裁判所に移送しなくてはならない。仮に非専属管轄裁判所が判決を為した場合、その判決は法令違反となる。

審理法7条は「組織法3条1号、4号に定める民事事件は、智慧財産法院の管轄とする」と規定している。また裁判所は知的財産案件審理細則（以下、審理細則と略す）2条の立法理由、9条及びその立法理由において、智慧財産法院は専属管轄法院ではなく、知的財産案件の審理に際して優先管轄権を有していると解されている。

管轄が競合する場合、智慧財産法院は優先管轄権を有するが、他の普通裁判所が管轄権を喪失するわけではない。当事者が優先管轄規定に背いて管轄権を持つ他の普通裁判所で提訴した場合、受訴裁判所は法規に従い、これを審理しなくてはならない。従って、優先管轄というルールの機能には、裁判の一致性を促進させる一方、管轄権を有する他の普通裁判所による判決の有効性を維持するという側面もある。

#### (2) 知的財産事件の支払命令の申立

審理法21条に「知的財産事件に係る支払い命令の申立と処理は、民事訴訟法第6編の規定による。債務者が支払い命令に対して適法な異議を提出した場合、支払い命令を発した裁判所は書類を智慧財産法院へ移送して処理しなければならない」とある。すなわち、知的財産事件の支払命令の申立は、従来通り普通裁判所が管轄して民事訴訟法の催促手続きの規定を履行する

が、債務者が法定期間内に異議を提出した場合は、上記の規定により、支払命令を発した普通裁判所は書類を智慧財産法院に移送して処理しなければならない。

### 5. 1. 2 普通裁判所の知的財産案件審理

#### (1) 当事者が合意管轄を主張するか、応訴管轄が適用される場合

民事訴訟法24条の規定によると、一定の法律関係により提起された訴訟に限り、当事者は合意によって第一審の管轄裁判所を決めることができる。実務上これを合意管轄という。また民事訴訟法25条の規定によると、原告が管轄権のない裁判所に訴えを提起した場合、被告が応訴することでその裁判所が管轄裁判所として認められる。実務上これを応訴管轄という。合意管轄と応訴管轄は当事者の意思を尊重して設けられた規定であり、法規で専属管轄だと定められている事件には適用されない。

智慧財産法院は専属管轄裁判所ではなく、知的財産案件に対して優先管轄権を有しているだけであるので、解釈上、合意管轄及び応訴管轄の適用は排除されない。知的財産案件に応訴管轄を適用することに関して、裁判所は特別に次のように指摘している。

普通裁判所が知的財産案件を受審した場合、裁判官は被告が応訴する前に、当事者双方に対して当該事件は知的財産案件であり、智慧財産法院が優先管轄権を持つことを伝え、当事者の意思を確認することができる。その上でもし、当事者双方が普通裁判所を管轄とすることを望んだり、被告が管轄権に関して抗弁したりせず応訴した場合は、当該事件は普通裁判所が管轄することになる。

#### (2) 当事者間に管轄の合意がなく、応訴管轄も適用されない場合

上述の優先管轄の特性に基づき、仮に当事者が普通裁判所を管轄とすることに同意しておら

ず、普通裁判所が応訴管轄の適用を受けない状況において、管轄権を有する普通裁判所が優先管轄の規定に背いて判決を下したとしても、その判決は適法であり、有効である。上級裁判所は「管轄の錯誤」を理由に原判決を廃棄することはできない。

審理細則9条の立法理由には「当事者が誤って知的財産に係る民事又は行政訴訟事件を普通裁判所に提起した場合、普通民事法院又は行政法院がよく調べずに、管轄錯誤の裁定を出すことなく、案件を智慧財産法院へ移送せず、そのまま実体裁判を行ったとしても、法令違反ではなく、上級裁判所は原判決を廃棄することはできない」とある。立法時には、普通裁判所は裁定により知的財産案件を智慧財産法院へ移送することを原則としていたようであるが、例外的に誤って移送せずに実体裁判を行った場合は「判決が法令違反であると見なしてはならない」と特別に言及された。しかし、上記の立法理由は審理法の中にも審理細則の中にも明記されていないため、実際の運用状況については今後の運用を見定める必要がある。

## 5.2 第一審

### 5.2.1 提訴手続

(1) 提訴時に必要な書類

(A) 訴状（判決を請求する事項、主張及び証拠を明記しなければならない。）

(B) 訴訟代理人を委任した場合、委任状を提出しなければならない。その委任状には、会社印と代表者印を押捺する。

また、外国法人の場合、公証及び領事認証を受けるように命じられることがある。一方で、手続き緩和のため、公証及び領事認証を受けなくても、委任状を認める裁判所もある。交渉及び領事認証の有無については裁判所ごとで取扱いの実務が異なるので事前に確認することに留意すべきである。

### 5.2.2 訴訟費用（第一審訴訟費用）

請求する訴訟標的の金額が10万台湾元以下であれば、訴訟費用は1,000台湾元とする。

10万台湾元より多く100万台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の1%とする。

100万台湾元より多く1,000万台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の0.9%とする。

1,000万台湾元より多く1億台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の0.8%とする。

1億台湾元より多く10億台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の0.7%とする。

10億台湾元より多くの部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の0.6%とする。

### 5.2.3 特許権侵害の立証

特許権は、存続期間内において特許権者に与えられる独占・排他的効力を有する権利であり、法律で別途定めのある場合を除き、他人が特許権者の同意を得ずに、当該特許発明を実施する物の製造、販売、販売の申し出、使用、若しくは輸入すること、又は当該特許発明を実施する方法を使用することを排除することができる。特許権が侵害される場合、特許権者及び独占的通常実施権者は、損害賠償の請求、侵害行為の排除請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。専利権者及び独占的通常実施権者が前述した請求を行う場合、特許権を侵害する物又は侵害するための原料、道具の廃棄又は他の必要な処置の請求を行うことができる（特許法84条）。

(1) 特許権侵害の鑑定

特許権侵害の鑑定の流れは

(A) 特許請求の範囲を解釈する。

(B) 解釈を経た特許請求の範囲と鑑定対象を比較する。

の二段階に分かれる。解釈を経た特許請求の範囲と鑑定対象とを比較することは、①特許請求の範囲の技術特徴を解析する、及び②鑑定対

象の技術内容を解析する，ことが含まれる。実務上，特許権者はしばしば，専利権侵害鑑定要点に従い鑑定を行った専利権侵害鑑定報告を提出し，特許権侵害品の技術特徴が専利権の範囲内に入ることを証明することを行う。

#### (2) 特許権侵害の証明

特許権侵害を証明するために，特許権者は以下の事項について立証しなければならない。

(A) 特許権が有効であること

(B) 特許権侵害者が確かに当該特許権の侵害行為を行った事実

(C) 特許権侵害者の故意又は過失

従って，特許権者又は独占的通常実施権者が前述の請求を行う場合，専利証書を提出し，特許発明を実施する物又は方法がいつ，どこで，どのような方法によって，製造，販売，販売の申し出，使用，若しくは輸入されるかについて，証拠を提出してはじめて特許権侵害を証明することができる。

#### (3) 文書提出義務

(A) 文書の提出に関する規定

民事訴訟法により，当事者は下記の各文書を提出する義務を負う。

- ① 当事者が訴訟手続きにおいて引用したもの
- ② 他方当事者が法律に従い，交付又は閲覧を請求できるもの
- ③ 他方当事者の利益のために作成したもの
- ④ 商業帳簿
- ⑤ 本件訴訟に係る事項のために作成したもの

特許権者は，自らが請求を希望する書証，例えば，特許権侵害者が所持する文書を特許権侵害者が提出するよう裁判所に請求することができる。証明される事実の重要性，及び特許権者の請求が正当であると裁判所が認める場合，特許権侵害者に対し文書を提出するよう裁定しなければならない。実務上，裁判所が損害賠償金額を計算する場合は，特許権侵害者に対し，それに係る商業帳簿の提出を命じ，特許権侵害製

品の販売により得た利益を証明するよう求めることができる。

(B) 文書の提出命令に従わないことの法律的效果

審理法の規定によれば，文書を所持する者が正当な理由なしに裁判所の文書提出命令に従わない場合，裁判所は適正な裁判を行うことに協力させるため，当事者に対し3万台湾元以下の過料を課することができ，必要に応じ強制処分を裁定することもできる。

## 5. 2. 4 判決

### (1) 判決手続

判決は，言渡し（口頭弁論を経たもの）又は公告（口頭弁論を経ないもの）によって対外的に成立し，効力が発生する。言渡し期日は原則として弁論終結の時から2週間以内に指定される。

### (2) 判決の効力

判決の効力は，当事者の他，訴訟係属後当事者の承継人となった者及び当事者又はその承継人のために請求の目的物を占有する者に対しても効力を有する。他人のため原告又は被告となった者に対する確定判決は，その他人に対しても効力を有する（民事訴訟法401条）。

### (3) 判決の執行

判決が確定したときは，給付判決としての執行力を持つ。確定前であっても，判決主文に仮執行の宣言が付されたときは，その判決は執行力を持つ。判決がどのような執行力を持つかは，判決主文の内容によって決まる。損害賠償請求を認容する判決が確定したときは，その執行は，金銭の支払いを目的とする金銭請求権についての強制執行（強制執行法第二章の規定）による。

差止請求権の行使としてなされた不作為（例えば，特定の物を製造しない）を求める訴訟における請求認容の判決が確定した場合，その執行方法は，不作為を目的とする不作為請求権の執行方法による（強制執行法129条）。

### 5.3 第二審

判決に不服の当事者は、地方裁判所の判決に対し高等裁判所に控訴、さらに控訴審判決に対しては最高人民法院に対する上告によってこれを争うことができる（民事訴訟法437、464条）。

控訴と上告の場合には、判決正本の送達を受けてから20日の期間内に、上訴の提起をしなければならない。この20日の期間は不変期間である。ただし、一審判決言渡し後、送達前の上訴も効力を有する（民事訴訟法440、481条）。控訴審においては、原判決の事実認定及び法律判断のいずれも争うことができ、その審理は続審主義による。最高人民法院に対する上告は、原判決の法律判断のみを争うもので、法令に違背することを理由とするものでなければ、これを行うことができない。また、財産権について上訴した第二審判決に対しては、上告によって受ける利益が150万台湾元を超えないときは、上告することができない（民事訴訟法466条）。ちなみに、改正民事訴訟法により、当事者双方が通常審判手続きを経た第一審の判決に対して、第一審裁判所の認定した事実が間違っていないと認める場合、双方合意の上で、最高人民法院に対し上告することができる（民事訴訟法466-4条）。

第二審の訴訟費用は、第一審の計算基準（5.2.2参照）に基づき、これに裁判費用の50%を追加徴収する。

### 5.4 確定判決・行政処分の強制執行手続

民事訴訟法により成立した和解などで債務名義を得ても、債務者が任意で返済しない場合、債権者の申請によって強制執行手続を行うことができる。損害賠償債権の強制執行は金銭請求権であり、その強制執行手続は強制執行法第二章の規定による。強制執行法第二章の規定による、金銭請求権の強制執行手続については、

(1) 財産の執行対象を固定し（差押え）、(2) それを金銭に換え（換価）、(3) その金銭を債権者に分配する（配当）の3段階で行われ、売却される財産の種類（不動産、船舶、動産、債権など）に応じて手続が細分されている。なお、金銭請求権については、債務者の執行開始時における全財産が責任財産となるが、債務者といえども社会の一員であり、それにふさわしい生活を営む権利は保障されなければならないので、一定範囲の動産が執行対象から除外される。すなわち、差押禁止財産となる（強制執行法53条）。

債務者所有の財産現況を把握するには、強制執行法19条により、裁判所は職権によって税務機関その他の関連機関、又は債務者の財産を知っている人に対し、債務者所有の財産現況を調査することができる。また、強制執行法20条により、裁判所は債務者に対し財産現況を明らかにするよう命じることができる。債務者が虚偽を報告する場合、又は責任財産を隠す、若しくは処分する場合、強制執行法22条により、債務者を拘引、拘留することができる。強制執行手続を申請するには、債務名義によって提出すべき書類が異なる。確定判決との債務名義については、裁判所正本及び判決確定の証明書を提出しなければならない（強制執行法6条）。

債務者に強制執行に供する財産がなく、又は財産があっても強制執行を経た後に得る金額がなお債務弁済に不足するときは、裁判所は債権者に対し一ヶ月以内に債務者の財産調査報告を命じなければならない。無財産であるか、又は債権者に調査報告を命じ、期限が到来したにもかかわらず故意に報告しないとき、裁判所は、財産があることを発見した時に再度強制執行する旨を明記した証書を発行して債権者に交付し、所持させなければならない（強制執行法27条）。

## 5. 5 和解, 中止, 終了

訴訟上の和解は、当事者双方が互いにその主張を譲り合い、一致した解決方法を訴訟において陳述することをいう。和解とは、判決以外の原因で訴訟が終了する方式である。改正民事訴訟法では、当事者間の和解意思が極めて一致する場合、当事者の申請によって、裁判所（受命又は除託裁判官）は、事件解決のため適当な和解条件を定めることができる。当事者が和解条件に同意すれば、和解の申請を撤回することができない（民事訴訟法377, 377-1条）。裁判上の和解が成立したときにはその内容が和解調書に記載され、和解調書は確定判決と同一の効力を有する（民事訴訟法380条）。和解は当事者双方の互譲によって成立するものであるから、事後の紛争処理が円滑に履行される場合が多く、時間的にも迅速な解決を得られるというメリットがある。

## 6. 智慧財産法院の設立と状況

智慧財産法院の設立は、近年の台湾司法界において最も注目される変革ではないだろうか。訴訟の遅延や裁判官の専門知識の不足といったこれまでの問題を解決するために2008年7月1日に設立され、業務を開始して1年半以上が経過したが、どのような状況になっているのか、関心があるところである。

### 6. 1 智慧財産法院の概要

智慧財産法院の概要はすでに詳細な報告<sup>9)</sup>がなされているが、現在の状況を含め簡単に紹介する。智慧財産法院は、専利法、商標法、著作権法、営業秘密法、公正交易法等により保護される知的財産権に関し生じる、民事・行政訴訟事件に加え刑事事件も審理する裁判所であり、その管轄は、民事訴訟の第一、二審、刑事訴訟の第二審および行政訴訟の第一審である（組織

法3条)。この点において行政事件の第一審としての審決取消訴訟、民事事件の控訴審などを取り扱う日本の知的財産高等裁判所よりも、管轄及び審級は多岐に及ぶことが分かる。

現在の智慧財産法院には、裁判官9名、技術審査官9名が所属している。設立時には裁判官は8名であったことから、1名の増員があったことになる。裁判官は、80数名の裁判官から40数名が選出され、知的財産行政訴訟と民事・刑事訴訟について在職研修を経た中から選出され、その経験及び専門は一定のレベルに達しており、全員過去において知的財産案件を処理した経験を有している。審議は民事訴訟の第一審は1名制を、その他は3名による合議制により進められる。

技術審査官は日本の裁判所調査官に相当し、裁判官が技術に関わる争いを処理するのを直接サポートすることができる。その職務内容は（1）訴訟関係を明確にするため、事実及び法律上の事項につき、専門知識に基づき、当事者に説明又は質問をする。（2）証人又は鑑定人に対し、直接質問する。（3）本案につき、裁判官に意見の陳述をする。（4）証拠保全時に、証拠調査に協力する。ことと規定されている（審理法4条）。技術調査官は、智慧財産局（日本における特許庁に相当）の経験豊富なシニア特許審査官から選出されており、そのバックグラウンドは機械工学関連が5名、電子・情報工学が2名、化学および生物化学技術が2名とのことである。

### 6. 2 智慧財産法院の活動状況

智慧財産法院がホームページで発表している最新のデータ<sup>10)</sup>に基づき2008年7月から2010年3月までに智慧財産法院が処理した案件を表1にまとめた。これによると智慧財産法院が新規に受理した訴訟は、全体で2,031件であり、そのうち第一審の民事訴訟が451件、第二審の民

表1 知恵財産法院処理案件一覧

統計期間：2008.07-2010.03

	新規受理案件(件)	終結件数(件)	審理中件数(件)
<b>民事訴訟(1審)</b>	<b>451</b>	<b>288</b>	<b>163</b>
専利権	284(63.0%)	170(59.0%)	114(69.9%)
商標権	70(15.5%)	46(16.0%)	24(14.7%)
著作権	87(19.3%)	64(22.2%)	23(14.1%)
公平交易法	8(1.8%)	6(2.1%)	2(1.2%)
その他	2(0.4%)	2(0.7%)	0(0%)
<b>民事訴訟(2審)</b>	<b>299</b>	<b>177</b>	<b>122</b>
専利権	168(56.2%)	85(48.0%)	83(68.0%)
商標権	55(18.4%)	39(22.0%)	16(13.1%)
著作権	68(22.7%)	49(27.7%)	19(15.6%)
公平交易法	3(1.0%)	1(0.6%)	2(1.6%)
その他	5(1.7%)	3(1.7%)	2(1.6%)
<b>刑事訴訟(2審)</b>	<b>504</b>	<b>421</b>	<b>83</b>
普通刑事法*1	40(7.9%)	32(7.6%)	8(9.6%)
特別刑事法*2	464(92.1%)	389(92.4%)	75(90.4%)
<b>行政訴訟(1審)</b>	<b>777</b>	<b>600</b>	<b>177</b>
専利権	279(35.9%)	211(35.2%)	68(38.4%)
商標権	486(62.5%)	382(63.7%)	104(58.8%)
著作権	3(0.4%)	1(0.2%)	2(1.1%)
公平交易法	1(0.1%)	0(0%)	1(0.6%)
その他	8(1.0%)	6(1.0%)	2(1.2%)
<b>合計</b>	<b>2,031</b>	<b>1,486</b>	<b>545</b>

\*1 普通刑事法は、農工商妨害罪、秘密妨害罪等が該当する。

\*2 特別刑事法は、著作権法違反、商標法違反、公平取引法違反等が該当する。

事訴訟が299件、刑事訴訟が504件および行政訴訟が777件である。民事訴訟においては特許権に関する事件が半数以上を占めているのに対し、行政訴訟においては商標権に関する事件が半数以上を占めている。

また智慧財産法院が2008年7月から2009年6月末までの一年において、民事訴訟において新たに受理した渉外事件は訴訟事件件数の15.46%を占め、行政訴訟において新たに受理した渉外事件は訴訟事件件数の25.60%を占めているとの現地代理人からの情報もある。

なお手続き上、智慧財産法院の判決に不服の場合、最高人民法院、最高行政法院への上告が可能であるが、どの程度上告されているかはデータがなく不明である。

## 6. 3 訴訟審理の主な変革

審理法の施行に伴い、これまでになかったいくつかの変革が見られている。以下に代表的なものについて解説する。

### 6. 3. 1 知的財産権の有効性判断

これまでの法制によれば、特許権侵害事件の場合、特許権侵害を申し立てられた被告はその反訴として智慧財産局に対し当該特許の無効審判を請求できる。この場合、智慧財産法院は訴訟中止の裁定を下すが、特許無効審判は3～6年の歳月がかかるため、訴訟遅延の理由となっていた。

審理法では「当事者が知的財産権に取消、廃止すべき理由があると主張または抗弁する場合、裁判所はその主張または抗弁の理由の有無



につき自ら判断しなければならず、民事訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない。」(審理法16条1項)と規定されており、智慧財産法院がその権利の有効性を判断することを規定している。なおその判断は、訴訟当事者の権利行使を制約するだけであり、権利自体を取り消すものではない。

現地代理人によると、このように裁判所が当事者の提出した特許無効の抗弁に理由があるか否かを自ら判断して判決を下した案件は、2008年7月から2009年10月までに32件あるとのことである。

なお侵害訴訟において被告から特許無効の抗弁が提出された場合、原告(権利者側)の防御措置として、智慧財産局に対して訂正審判を請求することができる。訂正審判が請求された場合、裁判所は、訂正が未確定であることを理由として訴訟停止を裁定してはならないが、必要に応じて、遅めの期日を指定することができる(審理細則32条)。

また智慧財産法院が行った有効性の判断は、第三者に対して効力(既判力)は有さないとされているが、審理細則34条は、「知的財産の民事訴訟の確定判決が知的財産権に取消し、廃止すべき原因があることにつき実質の判断をした場合同一の知的財産権を取消し、廃止すべきかについての他の訴訟事件で、同一当事者が同一基礎事実につき、確定判決の判断の趣旨に反する主張又は抗弁をしたとき、法院は原確定判決が明らかに法令に違背したか、判断結果に影響するに足る新しい訴訟資料が現れたか及び信義誠実の原則等を斟酌して認定しなければならない。」と明記しており、確定判決理由における知的財産権を取消し、又は廃止すべきであるとの判断は、他の訴訟にもなお相当の拘束力を生じると解される。また仮に別の無効審判が請求された場合、これまで具体的な事例はないよう

であるが、実務上、異なる判断を避け、できる限り見解を統一するため、やはり影響を及ぼす可能性はあるというのが現地代理人意見であった。そのため審理法では、智慧財産法院はより専門的な権利の有効性を判断するにあたり、技術審査官を配置する以外に、智慧財産局に対し訴訟参加することを命ずることができるようになってきている(審理法17条)。2010年3月までに、智慧財産法院が智慧財産局に訴訟参加を命じた案件は119件あり、その内9件は終結している<sup>10)</sup>。

### 6. 3. 2 強制執行力を備えた証拠保全制度

特許権侵害訴訟において侵害事実の立証は、権利者がこれを行わなければならないが、現行の民事訴訟法により規定されている裁判所に対する証拠保全の申立は、その執行が法による強制力を具えていないため、実務においては、ときに特許権侵害者が執行協力を拒絶するといった事態が生じ、その結果、証拠保全がその効果を達成できないという問題があった。

この点においては前述(3.2.2(3))のとおり、審理法18条4項により証拠保全においても強制力が働くこととなった。

しかしながら実際に強制力を持って証拠保全が行われたとの資料統計はなく、実務上まだ前例はないものと思われる。現地代理人の見解では、審査手続きも比較的厳しく、裁判所の裁判官の豊富な専門経験と審理過程における態度も相当強気なので、強制をしなくとも、当事者は自主的に提出するので、このような案件がまだ前例がない原因の一つとも考えられるとのことである。智慧財産法院がホームページで発表している各種処置命令の終結状況<sup>10)</sup>を表2にまとめたが、これによると2008年7月から2010年3月までに智慧財産法院が関する事件において101件の証拠保全の申請が行われているものの、実際に許可されたのが7件であり、83件は棄却されている。

表2 各種処置命令の終結状況

統計期間：2008.07-2010.03

項目	新規受理案件	終結状況				
		合計	許可	撤回	棄却	その他
仮の地位を定める仮処分の申立	24	21	3.5	8	7.5	2
証拠保全	101	100	7	10	83	0
仮差押	52	52	10.5	0	41.5	0
仮処分	6	6	2	1	2	1
秘密保持命令の申立	8	6	2.5	1	2.5	0

許可件数 = 許可 + (部分的許可部分的棄却) / 2  
 棄却件数 = 棄却 + (部分的許可部分的棄却) / 2

### 6. 3. 3 秘密保持命令の申立

営業秘密について、現行の法制度は営業秘密保護法、民法及び刑法等を利用して、関連する保護を提供していたが、審理法では具体的な営業秘密保護と秘密保持命令が導入された。新法施行後、当事者又は如何なる第三者も、訴訟中又は訴えが提起される前に、法により、秘密保持命令を下すよう裁判所に申し立てることができ（審理法11条）、いったん裁判所が秘密保持命令の申立を許可すれば、裁判所は裁定を作成して、秘密保持の対象物及び拘束の裁定を受けて、秘密を保持すべき者を裁定中に明記し（審理法13条）、故意に秘密保持命令裁定に違背して不法に秘密を漏洩した者は、全て刑事責任（3年以下の懲役又は／及び10万台湾元以下の罰金）を負うこととなる（審理法35条）。また審理法10条において、裁判所は文書または検証物の保有者に対し当該文書または検証物の提出を命令することができることを規定しており、これまで以上に証拠収集の可能性は広がっている。

しかしながら表2に示したとおり、秘密保持命令を申し立てた案件は合計8件であり、その内2.5件のみが執行を許可され、1件は取り下げ、その他2.5件は全て却下され、案件全体に占める許可される割合はかなり低いのが現実である（一部許可／棄却された案件を0.5件とカウントしている）。その原因は上記証拠保全と同じであると考えられ、今後実務に変化がある

かは、まだ観察する必要がある。

### 6. 3. 4 その他の手続き

この他、表2によると、2008年7月から2010年3月までに仮の地位を定める仮処分の申立は24件あり、そのうち21件が終結し、許可されたのは3.5件であり、仮差押は52件の受理に対して10.5件が許可されている。また仮処分はわずかに6件の申立があったにすぎず（ただし2件は許可されている）、その他の手続き同様、案件全体に占める割合はかなり低いといえる。

智慧財産法院の設立、審理法の施行に伴う裁判への影響は興味があるところであるが、現地代理人からの情報では、これらの手続きの有用性や問題点、あるいは権利取得、権利行使等、知財活動に関し特筆すべき判決や手続き上の改善点などは、現時点では見えていないようである。智慧財産法院の裁判官自身も積極的にさまざまなセミナーに参加し、実務各界の人と意見を交換し、現在既に下した判決を検討しているとのことであり、この部分の実務見解はまだ発展し続け、結論に至っていないものと思われる。したがって権利取得、権利行使による影響などは、まだ観察の時間を要するものと思われ、しばらくは経過を観察する必要がある。

## 7. おわりに

今回の研究を通し、台湾における権利行使に関する実態を把握すれば、台湾でも実効性に富

んだ権利行使が可能であるとの感触をえることができた。

ぜひ読者の皆様が、台湾での権利行使を検討する際に本稿がお役に立てば幸いです。

## 注 記

- 1) 聯合專利商標事務所「News Letter」  
(<http://www.unionpatent.co.jp/contents/NEWS20090918.html> (参照2010年2月23日))
- 2) 台湾国際專利法律事務所「台湾專利法改正草案重点整理 SpotNews20091117」  
([http://www.tiplo.com.tw/pdf/tw-ptl-report\(jpn\)\\_20091117.pdf](http://www.tiplo.com.tw/pdf/tw-ptl-report(jpn)_20091117.pdf) (参照2010年2月23日))
- 3) 台湾国際專利法律事務所「台湾IP分野別解説Ⅰ．台湾における知的財産権の実態と権利行使IP訴訟実務マニュアル 3 刑事告訴前の準備作業」  
(<http://www.tiplo.com.tw/pdf/3.pdf> (参照2010年2月26日))
- 4) 鍾文岳「IP権利行使の判断要点と留意事項」  
(<http://www.tiplo.com.tw/pdf/TIPL02007IPseminar/TEXT/Text3-litigation2.pdf> (参照2010年2月26日))
- 5) 台湾国際專利法律事務所「台湾IP分野別解説Ⅱ．台湾特許実務マニュアル 最新特許出願戦略・権利行使の留意事項2006 3 特許権利行使」  
(<http://www.tiplo.com.tw/pdf/pt-3-20060522.pdf> (参照2010年2月26日))
- 6) 財団法人交流協会「台湾模倣対策マニュアル2008年3月」  
([http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/h19\\_taiwan.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/h19_taiwan.pdf) (参照2010年3月1日))
- 7) 財団法人交流協会「台湾における特許法及び民事訴訟法の改正が特許権の権利行使に与える影響 2004年3月」  
(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mo>

houhin2/jouhou/pdf/taiwan\_rule.pdf (参照2010年3月1日))

- 8) 財団法人交流協会「台湾模倣対策マニュアル別冊 特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴訟プロセス 2009年3月」  
([http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/h20\\_taiwan.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/h20_taiwan.pdf) (参照2010年3月1日))
- 9) 財団法人交流協会「台湾における智慧財産法院の制度概要 2009年3月」
- 10) 智慧財産法院ホームページ「智慧財産法院統計」  
([http://210.69.124.203/ipr\\_internet/index.php?option=com\\_content&task=view&id=523&Itemid=461](http://210.69.124.203/ipr_internet/index.php?option=com_content&task=view&id=523&Itemid=461) (参照2010年4月30日))
- 11) 智慧財産法院ホームページ「知的財産局に民事訴訟に参加するよう命じた状況」  
([http://210.69.124.203/ipr\\_internet/doc/09901命智財局参加民事訴訟情形.xls](http://210.69.124.203/ipr_internet/doc/09901命智財局参加民事訴訟情形.xls) (参照2010年4月30日))

## 参考文献

- ・台湾知的財産局作成 理律法律事務所翻訳「特許侵害鑑定要点 (日本語訳)」
- ・理律法律事務所アラートシート「台湾智慧財産法院の2008年7月1日始動について」 2008年06月20日  
([http://www.leeandli.com/web/j/info\\_alertsheet.asp?id=39](http://www.leeandli.com/web/j/info_alertsheet.asp?id=39) (参照2010年3月1日))
- ・李得灶「台湾における知的財産訴訟の新制度紹介」財団法人交流協会主催「台湾知財セミナー」(大阪)講演資料, 2009年2月19日

## 謝 辞

本稿は会員企業との意見交換、ならびに萬国法律事務所の弁護士鍾文岳先生から得た情報に基づいて作成した。お忙しい中、私どもの調査研究にご協力を頂き、この場を借りてお礼を申し上げたい。

(原稿受領日 2010年5月7日)